

「幼児教育・保育の無償化」による預かり保育利用料の無償化について



令和6年7月

新潟市教育委員会 教育総務課

対象者	○保護者が就労などの保育必要事由を満たし、1号認定（教育活動時間分の認定）に加え、「施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）」を受けることができる園児 <table border="1"> <tr> <th>認定区分</th><th>対象となる子ども</th></tr> <tr> <td>新2号認定</td><td>3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども）で保育が必要な子ども</td></tr> <tr> <td>新3号認定</td><td>満3歳児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども）の保育が必要な子どもで住民税が非課税の世帯</td></tr> </table>	認定区分	対象となる子ども	新2号認定	3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども）で保育が必要な子ども	新3号認定	満3歳児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども）の保育が必要な子どもで住民税が非課税の世帯
認定区分	対象となる子ども						
新2号認定	3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども）で保育が必要な子ども						
新3号認定	満3歳児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども）の保育が必要な子どもで住民税が非課税の世帯						
認定から 利用費給付ま での流れ	【認定】 ①施設等利用給付認定のための申請書と必要書類を園に提出する。 ②新潟市から施設等利用給付の認定通知書が届く。 ③預かり保育を利用し、利用費を園に納入する。 【給付（償還払い）】 ④預かり保育を利用した翌月以降に、預かり保育利用費給付（償還払い）申請書類を園に提出する。 ⑤新潟市から預かり保育利用費の給付決定通知書が届き、対象の利用費が給付（償還）される。						
保育必要 事由	○施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けるためには、保護者が以下のいずれかの保育必要事由を満たす必要があります。（詳細は別紙資料を参照） 【就労】…月64時間以上の就労 【就学】…学校や職業訓練校への在学（月64時間以上の就学） 【介護・看護】…長期にわたる病気や心身に障がいをもつ同居親族の介護・看護（月64時間以上の介護・看護） 【妊娠・出産】…妊娠中または出産後間もない 【疾病・負傷】…疾病を患っているまたは負傷中 【障がい】…身体や精神に障がいをもつ 【災害】…震災、火災、その他の災害の復旧作業 【求職活動】…継続的な求職活動 【育児休業】…育児休業中						



【認定】	申請時の提出書類	○以下の書類を在籍園に提出してください。 ・「子育てのための施設等利用給付認定（新規）申請書」 ・保育必要事由に応じた添付書類 （申請を希望する方は園に申し出て申請書を受け取ってください。）
	申請時の注意点	○申請者（代表保護者）は1号認定の代表保護者と一致するようにしてください。 ○施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）の認定日は、申請書にある「認定希望日（施設利用開始日）」に記入した日付と園が申請書類を受け取った日付の遅い方の日付となりますので、「<u>認定希望日</u>」より前に提出してください。 ○申請が遅れた場合、認定日より前の預かり保育利用費については給付（償還払い）の対象外となりますので、ご注意ください。 ○書類に不備がある等の理由により、園で受け取れない場合がありますので、認定希望日より早めに提出してください。
【給付（償還払い）】	申請時の提出書類	○以下の書類を預かり保育利用月毎に在籍園に提出してください。 ・「施設等利用費請求書（償還払い用）」 ・「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書」 （預かり保育を利用した月の翌月に園から必要書類をお渡しします。）
	申請時の注意点	○申請は預かり保育の利用月ごとに必要となります。 ○償還払いの振込先は代表保護者名義の口座としてください。異なる名義の口座の場合、別途委任状が必要となります。 ○償還払いの振込先を新規申請する場合や、口座変更をする場合、口座情報の分かるもの（通帳の写し等）を添付してください。
給付対象金額		日額450円×預かり保育の利用日数 ○その他費用（おやつ代、教材費等）は給付対象外となります。 ○支給日は申請書を提出した月の2ヶ月後の15日（土日、祝日等の場合は翌営業日）となります。（4月分の預かり保育利用料→5月に施設等利用費給付申請書を提出→7月15日に支給）
その他		○施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）が認定となった後、次の場合に「変更届」の提出が必要です。 ・保育必要事由が変更となった場合 ・保育必要事由がなくなった場合 ・転居、世帯員の構成に変更があった場合など ○状況に変更があった場合は、すぐに在籍園に申し出てください。 ※認定取り消しによる利用費給付の返納が生じる場合がありますので、ご注意ください。